

「愛・地球博記念公園設計技術協力業務」募集要項

本プロポーザルは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（うち技術協力・施工タイプ（ECI））」の対象です。

1 目的

ジブリパーク整備事業は、株式会社スタジオジブリの持つアニメーション作品の世界観を公園施設として現実世界に表現し、愛・地球博記念公園の魅力と価値を一層高めていくものです。

忠実に世界観を表現するためには、実施設計中より、施工者の意見を設計に反映していく必要があることから、技術協力業務を実施する建設会社等を公募するものです。

2 業務内容

本業務の内容は、別紙1「仕様書」のとおりです。

また、技術協力対象工事の概要は、別紙2「工事の概要」のとおりです。

3 募集期間

令和元年7月3日（水）から令和元年9月2日（月）まで

4 委託料の上限額

9,130,000円（消費税及び地方消費税含む。）

注）この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。

5 応募企業、応募グループ及び構成員の参加要件・資格要件

応募企業、応募グループ及びその構成員（以下「参加者」という。）の参加要件及び資格要件は次のとおりとします。

（1）参加者の参加要件

参加者は、参加書類（様式集に掲載の＜様式3＞から＜様式7＞までの一式をいう。以下同じ。）受付時において、次に掲げる要件を満たすこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年度法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の

申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始または再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

エ 株式会社スタジオジブリ又は株式会社日本設計並びにその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。）及びこれらの者と資本関係又は人的関係において関連がある者でないこと。

（ア）資本関係

その関係が、次の a 又は b の要件に該当する場合。

a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

（イ）人的関係

その関係が、次の a から c までのいずれかに該当する場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続きを存続中の会社等又は構成会社である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

（ウ）その他、募集手続きの適正さが阻害されると認められる場合

その関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合で、上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（2）参加者の資格要件

参加者は、参加書類受付時において、次に掲げる要件を満たすこととします。

ただし、ア（ア）又はイ（ア）に掲げる要件を満たしていない者も参加書類を提出することができます。この場合にあつては、令和元年9月において、当該要件を満たすことが確実と見込まれる場合に限ることとし、当該要件に関しては建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値通知書に記載されている建築工事業又は造園工事業の総合評定値を参考にして、参加書類を作成し提出するものとします。

なお、ア及びイの両方の要件を満たす者は、両方の業務を実施することができます。

ア 建設を担当する企業

（ア）平成30・31年度愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名

- 簿（以下「指名名簿」という。）に登載されている営業所（主たる営業所を含む。）の所在地が愛知県内にあり、指名名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が1200点以上であること。
- （イ）建設業法第3条第1項の規定による建築工事業についての特定建設業の許可を受けていること。
 - （ウ）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所として登録を行っていること。
 - （エ）配置予定技術者は次のaからcまでのいずれかの要件を満たしていること。
 - a 建設業法による1級建築施工管理技士
 - b 建築士法による一級建築士
 - c これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。
- イ 造園を担当する企業
- （ア）指名名簿に登載されている営業所（主たる営業所を含む。）の所在地が愛知県内にあり造園工事業で登録されていること。
 - （イ）配置予定技術者は次のa又はbの要件を満たしていること。
 - a 建設業法による1級造園施工管理技士
 - b これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。
- ウ 応募グループの構成員の変更
- 構成員が、参加書類受付日から本業委託契約までに（1）又は（2）ア及びイのいずれかの要件を欠くこととなった場合は、失格とすることがあります。なお、参加書類受付以降、構成員の変更は認めません。ただし、代表企業を除く構成員については、代表企業から「＜様式8＞応募グループの構成員の変更申請書」が提出され、県がやむを得ないとして認めた場合に限り、変更することができます。

6 契約条件

- （1）契約方法
随意契約（企画競争型）とします。
- （2）契約書作成の要否
要
- （3）契約保証金
愛知県財務規則第129条の2の規定により契約保証金の納付が必要です。ただし、同規則第129条の3第三号に該当する場合は、全額免除となります。
- （4）契約期間
契約締結日から令和2年3月19日（木）までとします。

7 応募手続き等

- 5（2）アの要件を満たす企業が代表企業となり手続きを行ってください。
- （1）手続きに関する説明会の開催

以下のとおり説明会を開催しますので、ご参加ください。（出席は応募の必要条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。）

ア 開催日時

令和元年 7 月 11 日（木） 午前 10 時から（1 時間程度予定）

イ 開催場所

愛知県庁三の丸庁舎 8 階 801 会議室
名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号

ウ 参加申込方法

説明会に参加を希望される方は、令和元年 7 月 9 日（火）午後 5 時までに、電子メールにより < ghibli-park@pref.aichi.lg.jp > 宛て送信してください。

なお、電子メール送信の際、件名を「 ECI 説明会参加について」とし、本文に、①法人名、②参加者氏名、③連絡先（電話番号）、④メールアドレスを必ず記載するようにしてください。

また、申込みが多数の場合は、時間をずらして実施します。

エ 説明会参加人数

参加人数は、1 社につき 3 人までとします。

（2）手続きに関する質問受付・回答公表

ア 手続きに関する質問書の提出方法

本プロポーザルの手続きに関して質疑がある場合は、7 月 12 日（金）午後 1 時までに、「 < 様式 1 > 手続きに関する質問書」を電子メールにて < ghibli-park@pref.aichi.lg.jp > 宛て送信してください。電子メール送信の際は、件名を「 ECI 手続きに関する質問」としてしてください。また、送信後は、下記の連絡先まで、確認の連絡をしてください。

イ 質問回答の公表

回答は、7 月 17 日（水）にウェブページ上に公表する予定であり、個別の回答は行いません。なお、質問した者の企業名等は公表しません。

ウ 連絡先

政策企画局 ジブリパーク推進課 事業グループ（担当：富田、岩城）
電話 052-954-6958

エ その他

電話による質問は受けません。

（3）参加書類の提出

本プロポーザルに参加される方は、以下により参加書類を提出してください。

ア 参加書類及び提出部数

< 様式 3 > ～ < 様式 7 > 各 1 部

イ 提出期限

令和元年 7 月 31 日（水）午後 5 時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留としてください。また、持参の場合の受付時間は、日曜、土曜、休日を除く提出期間中の日の正午から午後 1 時までを除く、午前 9 時から午後 5 時とします。

エ 提出先

〒 460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
政策企画局 ジブリパーク推進課 事業グループ
(愛知県本庁舎 6 階西側)

オ 参加書類の審査について

提出のあった参加書類について、次表の日程を目途に審査結果を发出する予定です。また、参加資格があると認められた者に対して、提案書提出要請書を送付します。

参加書類の県への到達日	審査結果の发出予定日
7月18日(木)まで	7月23日(火)
7月24日(水)まで	7月29日(月)
7月31日(水)まで	8月2日(金)

カ その他

参加書類の提出者は、指名名簿に登録している代表者としてください。

(4) 質問の受付・回答

ア 質問書の提出方法

提案書提出要請書を受け取った方で、質疑がある場合は、8月9日(金)午後1時までに、「<様式2>質問書」をメールにて < ghibli-park@pref.aichi.lg.jp >宛て送信してください。電子メール送信の際は、件名を「ECIに関する質問」としてください。また、送信後は、下記の連絡先まで、確認の連絡をしてください。

イ 質問回答の公表

回答は、8月21日(水)頃にウェブページ上に公表する予定であり、個別の回答は行いません。なお、質問した者の企業名等は公表しません。

ウ 連絡先

政策企画局 ジブリパーク推進課 事業グループ (担当: 富田、岩城)
電話 052-954-6958

エ その他

電話による質問は受け付けません。

(5) 基本設計相当資料の貸出

提案書提出要請書を受け取った方のうち、基本設計相当資料の貸出を希望する方は、以下により「<様式9>基本設計相当資料貸出申込書」及び「<様式10>秘密保持に関する誓約書」を持参により提出してください。なお、提出の際は、事前に下記の連絡先まで連絡をしてください。

ア 提出部数

1部

イ 提出期限

8月9日(金)まで

ウ 提出先

〒 460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
政策企画局 ジブリパーク推進課 事業グループ
(愛知県本庁舎 6 階西側)

エ 連絡先

政策企画局 ジブリパーク推進課 事業グループ（担当：富田、岩城）
電話 052-954-6958

(6) 現地見学会

青春の丘エリア、ジブリの大倉庫エリア、どんどこ森エリアのうち、ジブリの大倉庫エリアの現地見学会を以下のとおり開催します。

ア 開催日時

令和元年8月7日（水）午前10時30分から

※参加希望者が多数の場合は、時間を分けて実施することがあります。

イ 集合場所

参加申込のあった企業に対して通知します。

ウ 参加申込方法

現地見学会への参加を希望する企業は、8月5日（月）午後5時までに、「<様式11>現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにて< ghibli-park@pref.aichi.lg.jp >宛て送信してください。電子メール送信の際は、件名を「ECI 現地見学会参加申込」としてください。また、送信後は、下記の連絡先まで、確認の連絡をしてください。

エ 連絡先

政策企画局 ジブリパーク推進課 事業グループ（担当：富田、岩城）
電話 052-954-6958

(7) 提案書の提出

提案書提出要請書を受け取った方は、以下により提案書を提出してください。

ア 提案書及び提出部数

提出部数は、次の（ア）から（ウ）までのとおりとします。なお、提出形式等は様式集の2（4）を参照してください。

（ア）<様式12>、<様式14>～<様式18>、<様式28>、<様式29>
1部

（イ）<様式13>、<様式19>～<様式27>
7部（正本1部、副本6部）

（ウ）<様式19>～<様式27>
CD-R 1枚

イ 提出期限

令和元年9月2日（月）午後5時まで

ウ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
政策企画局ジブリパーク推進課 事業グループ
（愛知県本庁舎6階西側）

エ 提出方法

持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留としてください。また、持参の場合の受付時間は、日曜、土曜、休日を除く提出期間中の日の正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時とします。

オ その他

提案書の提出者は、指名名簿に登録している代表者としてください。

8 提案の評価及び優先交渉権者の選定

(1) 評価・選定方法

県は、公平性、透明性及び客観性を確保することを目的として、委員会を設置します。委員会が提案の評価を行い、県は総合得点が最上位である者を優先交渉権者として選定します。

(2) 委員会の構成

県が設置する委員会は、外部委員3名、実施設計受託者2名及び内部委員1名により構成します。委員の氏名は、工事請負契約後に公表します。なお、工事請負契約までの間に、参加者又はその関係者が、委員に対し、事業者選定に関する相談や自己の利益になる目的のために働きかけを行った場合は、失格とします。

(3) 提案内容に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のため、ヒアリングを実施します。

ア 実施時期

令和元年9月上旬（予定）

イ 実施内容

ヒアリング実施日の遅くとも7日前までに、日時、場所、ヒアリングの内容等を代表企業に連絡します（プレゼンテーション及び質疑応答を各15分実施する予定です）。

(4) 評価項目

以下の項目について総合的に評価します。

評価項目	様式	評価基準
実施体制・ 類似業務実績 (配点5点)	様式14	本業務を技術提案・交渉方式で実施するための実施体制
	様式15	配置予定技術者の国・他自治体における技術提案・交渉方式の受託実績
	様式16	会社としての国・他自治体における技術提案・交渉方式の元請けとしての受託実績
	様式17	過去10年間における会社としての、博物館、美術館及びテーマパークの施設の新築又は延べ面積3,200㎡以上の大規模な修繕又は大規模な模様替えの元請けとしての実績（平成21年4月1日以降に契約し、完成したものに限る。）
社会的取組 (配点5点)	様式18	環境に配慮した事業活動
		障害者等への就業支援
		男女共同参画社会の形成
		仕事と生活の調和

業務理解度等 (配点37点)	様式19	業務の理解度について、次の視点から記載してください。 ・技術提案・交渉方式に対する理解度 ・現地条件及び与条件に対する理解度
	様式20	実施設計期間中におけるコストマネジメントに対する考え方とその方法（ターゲットコストを超過した場合の対応方法（過去の実績を踏まえて、具体的に記載してください。））
	様式21	工事費積算の妥当性、透明性の確保に関する考え方（県に対して、工事費積算の内訳をどのように開示するか。）
具体的な 業務内容 (配点38点)	様式22	国内外の伝統的な工法（金物を使わない在来軸組工法やハーフティンバー工法）で建築物を建築した経験や実績を踏まえて、スタジオジブリの持つアニメーション作品の世界観を現実世界により忠実に表現するための提案をしてください。
	様式23	次の視点から、ジブリの大倉庫エリアについて提案してください。 ・大空間における維持管理コストを考慮した、快適な室内環境の確保 ・大空間における維持管理コストを考慮した、換気方法
	様式24	次の視点から、既存のプール棟の改修に伴う部分的除却工事について提案してください。 ・躯体の除却工事の工法、仮設計画 ・天井の除却工事の工法、その後の工事でも考慮した仮設計画（足場等） ・工事中のスケート場利用者の安全確保
	様式25	愛・地球博記念公園を供用しながら工事を進めるにあたり、利用者に配慮した動線計画や工事ヤードなどの考え方を具体的に記載してください また、青春の丘エリアにある既存のEVを改修する際、利用者の負担を最小限とする計画を提案してください。
地域経済等への配慮 (配点5点)	様式26	県産資材の活用など地域経済への貢献内容について具体的に記載してください。
VE提案 (配点10点)	様式27	本体工事を実施する際のVE提案が可能な項目について、具体的内容を提案してください。
(総合得点100点)		—

(5) その他提出様式

下記の2つの様式については、評価を行いませんが、提案書類として提出してください。

<様式28>：ジブリの大倉庫エリアの映像展示室の工事、どんどこ森エリアの既存管理棟の移築工事について、協議により工事対象から外すことがあります。協議により対象工事から外すことになった

場合についても、エリア全体を一体的に統括していただく必要があることから、上記2工種の工事費（税抜き）に対する管理手数料のパーセンテージを提案してください。

<様式29>：基本設計相当資料を基に概算事業費を提出してください。概算事業費については、概算事業費を根拠に、工事の契約を行う事はありません。評価の対象としませんが、指標として参考にします。

(6) 選定結果の通知

選定結果について、提案書の提出者（応募グループの場合は代表企業）に対して郵送により通知します。

非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、愛知県知事に対して、非選定の理由についての説明を求めることができます。

(7) 評価結果の公表

評価結果については、本業務委託契約後に、ジブリパーク推進課のウェブページにおいて公表するものとします。

(8) 契約

優先交渉権者を見積者として特定したうえで同者から見積書を徴収し、見積書の内容を精査のうえ、随意契約による業務委託契約を締結します。なお、辞退があった場合には、総合得点が次順位の者を見積者とみなし、同様の手続きにより契約するものとします。

9 応募の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、応募は無効とします。

- (1) 所定の箇所に記名・押印のない提案書を提出した場合
- (2) 一の応募者が、複数の提案書を提出した場合
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (6) 提案書に虚偽の記載があった場合
- (7) その他重大な不備があり、委員会が無効であると判断した場合

10 スケジュール（予定）

令和元年7月3日（水）	募集開始
令和元年7月11日（木）	手続きに関する説明会
令和元年7月31日（水）	参加書類の受付期限
令和元年8月9日（金）	質問書の提出期限
令和元年8月21日（水）	質問書の回答期限
令和元年9月2日（月）	提案書の提出期限
令和元年9月中旬	選定結果の通知
令和元年9月下旬	契約締結

1.1 その他

- (1) 提案書の作成・提出に必要な経費は応募者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提出期限後の提案書の再提出及び差替えは認めません。
- (4) 提案書を提出した後に辞退する方は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (5) 提案書に記載された技術者等は、原則として受託後に変更できないものとします。
- (6) ジブリパーク整備事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、県と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する予定です。優先交渉権者との価格等の交渉が不成立の場合は、次順位の交渉権者との交渉に入ります。

仕様書

1 業務の名称

愛・地球博記念公園設計技術協力業務

2 業務の委託期間

契約締結日から令和2年3月19日（木）まで

3 業務の目的

ジブリパーク整備事業は、株式会社スタジオジブリの持つアニメーション作品の世界観を公園施設として現実世界に表現し、愛・地球博記念公園の魅力と価値を一層高めるものである。

忠実に世界観を表現するためには、使用資材の加工や施工方法等について、施工者と一体となって実施設計を行わなければ、最適な仕様を特定する事ができない。また、愛・地球博記念公園を供用しながら、円滑に公園施設の整備を行うため資材の搬入経路や工事ヤード等について、施工者の意見を設計に反映していく必要がある。

このため、本業務では、県が別途発注している実施設計業務への施工面における技術協力の提供を目的とする。

4 技術協力対象業務

業務名：愛・地球博記念公園設計業務委託（R1-2）

受託者：株式会社日本設計

5 業務の内容

本業務は、愛・地球博記念公園の一部において、2022年度に開業を予定している、3エリア（青春の丘エリア、ジブリの大倉庫エリア、どんどこ森エリア）の実施設計を行う実施設計業務受託者に対して以下の内容の技術協力を行う。

また、株式会社スタジオジブリの持つアニメーション作品の世界観を現実世界に表現するにあたり、高い完成度を絶えず目標とすること。

（1）設計の確認

受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。設計の内容について疑義がある場合は、県に報告し指示を受けるものとする。

（2）施工計画の作成

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成するものとする。

（3）技術情報等の提出

受注者は、技術提案の適用判断及び設計への反映の際に必要な、技術提案に関する機能・性能・適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提

出するものとする。

(4) 全体工事費の算出

受注者は、設計の内容に応じた全体工事費について、令和元年11月下旬、令和2年1月中旬及び3月中旬までに3度算出し、県に報告する。

なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて県と協議を行うとともに、県の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる数量、資料を提出するものとする。

(5) 関係機関との協議資料作成支援

受注者は、設計者が行う関係機関との協議の資料について、施工の視点からの助言を行う。

(6) 技術提案

受注者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容に限らず、品質向上、コスト縮減、工期短縮又は施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。

(7) 設計調整協議

次の設計に関する調整協議等に参加し、技術協力を行うこと。

- ・ 県庁にて実施する、月1回の定例打合せに出席し技術協力を行うこと。
- ・ 株式会社日本設計東京本社又は株式会社スタジオジブリにて実施する実施設計定例打合せに月2回以上出席し技術協力を行うこと。
- ・ 別途、県が必要と判断し指示する打合せに出席し技術協力を行うこと。

6 技術協力の方法について

- ・ 実施設計業務委託期間は、令和2年3月19日（木）までのため、技術提案は、本期間内に対応できる内容とし、初期の段階より積極的に行うこと。
- ・ 提案内容は、県、株式会社スタジオジブリ及び株式会社日本設計と内容の妥当性、優位性、コスト等を踏まえて協議・調整し、採用の可否について県が判断するものとする。
- ・ 技術協力対象業務である「愛・地球博記念公園設計業務委託（R1-2）」は株式会社スタジオジブリの監修のもと実施しているため、技術協力業務についても、株式会社スタジオジブリの監修を受けるものとする。

7 成果品

(1) 提出する成果品

ア 報告書3部

イ 関連資料3部

ウ 打合せ記録簿1部

エ 報告書等の電子データを記録したCD-RまたはDVD-R 一式

(2) 成果品の納入場所

成果品の納入場所は、愛知県政策企画局ジブリパーク推進課とする。

(3) 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、すべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

(4) 軽微な変更

業務仕様の軽微な変更については、契約金額の変更は行わないものとする。

8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、この仕様書に基づくと共に、県と緊密に連絡を取りながら履行すること。
- (2) この仕様に定めのない事項については、県と協議すること。
- (3) 建築設計業務委託共通仕様書を準用する。

工事の概要

工事の概要は、次のとおりとします。ただし、発注者、設計者及び優先交渉権者による実施設計に関する協議により変更となる場合があります。

- 1 工事名 (仮称) 愛・地球博記念公園整備事業第1期
- 2 工事場所 愛知県長久手市茨ヶ廻間地内(愛・地球博記念公園地内)のうち、図1で示した3エリア
- 3 工事種目 建築工事一式、造園工事一式
- 4 工期 工事請負契約日 から 令和4年2月末日 まで
- 5 工事内容 募集要項7(5)の手続きにより開示します。
- 6 その他 本工事は、ファストトラック方式を採用する予定であり、ジブリの大倉庫エリアの整備に伴う先行改修範囲の改修工事(除却工事)を前工事とし、その他の工事を後工事として、2段階で工事請負契約を行う予定です。
また、前工事は、令和元年度に工事請負契約を行う予定です。

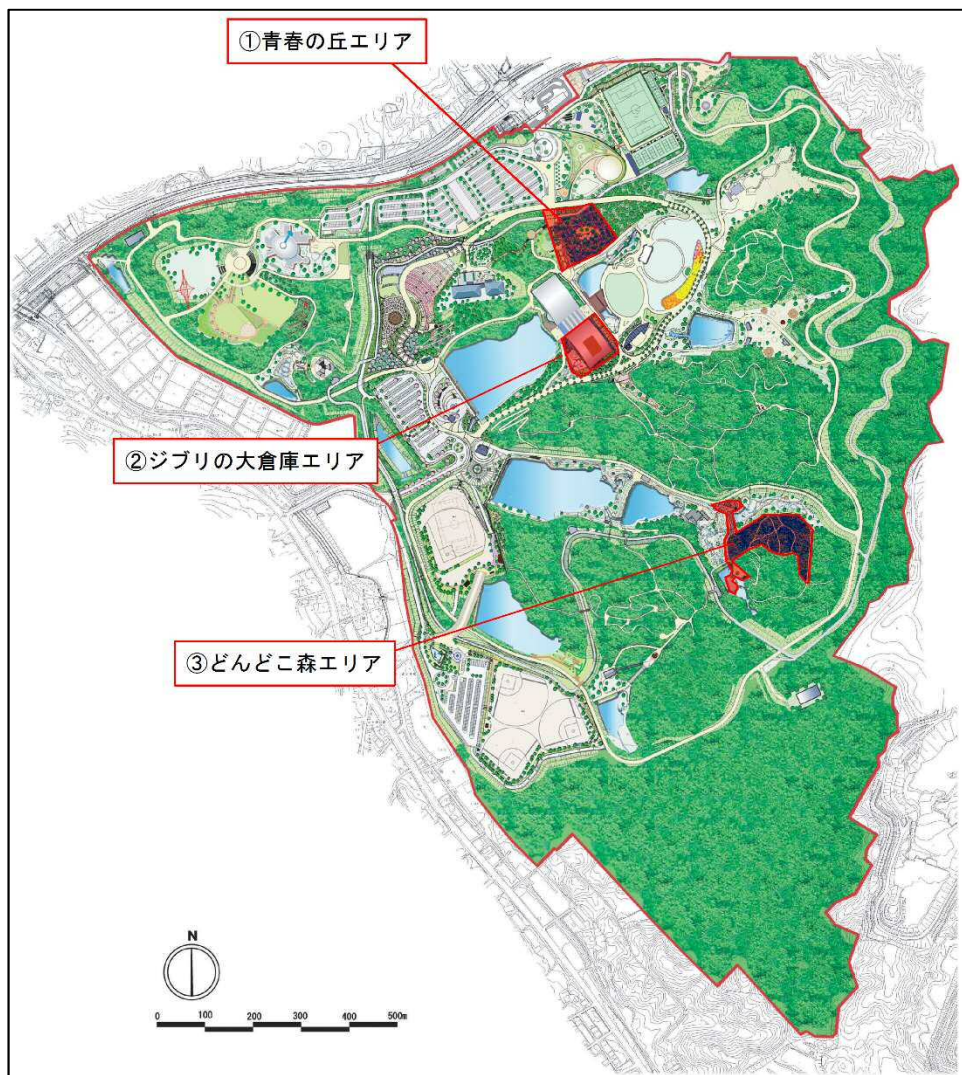


図 1